

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	下伊那郡大鹿村大字大河原4459番の1地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4463番の1地先まで	旧	m 3.6~3.8	km 0.0300
同	上	新	3.6~6.8	0.0300

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	下伊那郡大鹿村大字大河原4462番の2地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4463番の2地先まで	旧	m 3.5~4.0	km 0.0350
同	上	新	3.5~6.8	0.0350

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	下伊那郡大鹿村大字大河原4467番の4地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4468番の2地先まで	旧	m 3.9~4.0	km 0.0200
同	上	新	3.9~5.5	0.0200

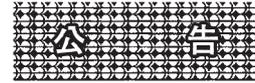
区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	下伊那郡大鹿村大字大河原4467番の40地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4468番の4地先まで	旧	m 3.9~5.0	km 0.0240
同	上	新	3.9~6.0	0.0240

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の48地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の64地先まで	旧	m 4.2~4.5	km 0.0350
同	上	新	4.2~6.0	0.0350

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の64地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の22地先まで	旧	m 4.7~6.6	km 0.0570
同	上	新	4.7~9.6	0.0570

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
	下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の63地先から 下伊那郡大鹿村大字大河原4321番の56地先まで	旧	m 5.4~6.6	km 0.0170
同	上	新	5.4~9.6	0.0170

道路管理課



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画振興部総合政策課、長野県佐久地域振興局、諏訪地域振興局、上伊那地域振興局、南信州地域振興局、松本地域振興局、北信地域振興局、小諸市役所、諏訪市役所、茅野市役所、伊那市役所、売木村役場、松本市役所、塩尻市役所及び中野市役所において一般の閲覧に供します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に対する割合 (%)
森林地域	1,058,559	78.1	1,058,524	78.1

総合政策課

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県新文書管理システム構築業務委託 一式
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア 価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（総合評価一般競争入札）により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書及び入札書を提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) この公告の施行の日において、プライバシーマークの付与を受け、又はISMS認証を取得している者であること。
- (6) この公告の施行の日において、品質マネジメントシステムの認証（ISO9001）を取得している者であること。
- (7) 公文書管理検定の実務編若しくはマネジメント編に合格した者又はこれと同等以上の資格等を有する者を配置できる者であること。
- (8) 過去5年間に、都道府県の知事部局又は政令指定都市の市長部局において、今回の提案と同一の文書管理システムのパッケージの導入業務又は1年以上の運用保守業務を誠実に履行した実績を有する者であること。なお、発注者が認める場合は、入札参加者の親会社若しくは子会社又は入札参加者と親会社を同一とする会社の実績を自社の実績とすることができる。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

- (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書等の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県総務部情報公開・法務課情報公開・文書管理係
電話 026 (235) 7059

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 技術提案書及び入札書の提出期限及び提出場所
ア 提出期限 令和3年1月14日(木) 午後5時
郵送により技術提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、1月14日(木) 午後5時必着とします。

イ 提出場所 4の場所

- (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和2年12月14日(月) 午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否
必要とします。

- (8) 落札者の決定方法
別記「長野県新文書管理システム構築業務委託落札者決定基準」によります。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature of service to be purchased:

Development of the document management system for the Nagano Prefectural Government

(2) Contract Duration:

From the contract start date to March 31, 2022

(3) Contact place for information about the tender; description/conditions/other inquiries:

Nagano Prefectural Government, General Affairs Department, Public Disclosure and Legal Affairs Division

692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7059 (Japanese only)

(4) Mail-in submission:

Deadline: January 14, 2021, 5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Nagano Prefectural Government, General Affairs Department, Public Disclosure and Legal Affairs Division
380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office) Japan

て、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとします。

(3) 落札者は、政令第167条の10の2第5項の規定により、学識経験者の意見を聴いた上で決定します。

3 総合評価点の配分

満点は2,000点とし、各評価点の内訳は次のとおりとします。

(1) 価格評価点 200点

(2) 価格以外の評価点 1,800点

(技術評価点 1,400点、L C C 評価点 200点、デモンストラーション評価点 200点)

4 その他

総合評価点の算定方法等詳細は、4の場所で入手できます。

情報公開・法務課

別記

長野県新文書管理システム構築業務委託落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県新文書管理システム構築業務委託の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、入札価格及び入札価格以外の条件が最も有利な者を決定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定方法

ア 予定価格制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、技術提案の内容、入札価格等の評価を行います。

イ 落札候補者は、予定価格制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、アの評価による入札価格に関する評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の条件に関する評価点（以下「価格以外の評価点」という。）との合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者とします。

ウ 価格以外の評価点は、技術提案に対する評価点（以下「技術評価点」という。）、ライフサイクルコストに対する評価点（以下「L C C 評価点」という。）及びデモンストラーション評価点の合計点とします。

(2) (1)において、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点も同点のときには価格評価点の高い者を落札候補者とし、価格評価点も同点のときは、これらの者にくじを引かせて落札候補者を決定します。この場合において、これらの者のうちくじ引きに出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、その者に代え

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南松本ショッピングセンター

松本市高宮中1-20

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8-8

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28
(株)イトーヨーカ堂	三枝 富博	東京都千代田区二番町8-8

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(株)イトーヨーカ堂	三枝 富博	東京都千代田区二番町8-8

4 変更した年月日

平成30年4月1日

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月3日から令和3年4月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア白馬店

安曇郡白馬村大字北城8718ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社わだん

北安曇郡白馬村大字北城7270

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) アップルランド白馬店

(変更後) デリシア白馬店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(有)わだん	福島 正徳	北安曇郡白馬村大字北城7270
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(有)わだん	福島 正徳	北安曇郡白馬村大字北城7270
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28
(有)藤野屋	横川 徹	北安曇郡白馬村大字神城22501-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(有)藤野屋	横川 徹	北安曇郡白馬村大字神城22501-1

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北アルプス地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月3日から令和3年4月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北アルプス地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア大豆島店

長野市大字大豆島字船渡島5339ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

高池 恵美子

長野市大字大豆島1481-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) アップルランド大豆島店

(変更後) デリシア大豆島店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
高池 和夫	—	長野市大字大豆島1481-1
高池 恵美子	—	長野市大字大豆島1481-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
高池 恵美子	—	長野市大字大豆島1481-1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28
(有)栗木商店	栗木 直人	長野市大字大豆島263-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成15年3月31日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月3日から令和3年4月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア須坂井上店

須坂市大字幸高92-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大磯 守昭

須坂市墨坂4-4-10

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) アップルランド須坂井上店

(変更後) デリシア須坂井上店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	瀧澤 知峰	松本市大字今井7155-28
(有)フローリストはなこま	馬場 巧	須坂市大字須坂87-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(有)フローリストはなこま	馬場 巧	須坂市塩川652-1

4 変更した年月日

平成15年2月21日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月3日から令和3年4月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシアガーデン豊野

長野市豊野町豊野字沖597-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップルランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28
(株)中島薬局	中島 誠一	長野市豊野町石2118
(株)よねくら	米倉 紀昭	飯山市大字飯山2886-4
(株)モリキ	佐々木 桂一	飯山市南町13-3
(株)大創産業	矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東1-4-14

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155-28
(株)中島薬局	中島 誠一	長野市豊野町石2118
(株)よねくら	米倉 紀昭	飯山市大字飯山2886-4
(株)モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13-3
(株)大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東1-4-14

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

令和2年9月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年12月3日から令和3年4月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、岡谷都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和2年12月3日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和2年12月27日(日) 午前10時00分から
- (2) 開催場所 岡谷市役所 605会議室(岡谷市幸町8-1)

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路

3・4・6号岡谷川岸線

(2) 変更案の閲覧

令和2年12月4日(金)から令和2年12月25日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

令和2年12月4日(金)から令和2年12月20日(日)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、岡谷市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

岡谷都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年12月3日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

1 許可番号

令和2年11月18日 長野県大町建設事務所指令2大建第31-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大町市大町1861-1、1862-1、1871-1、1875、2057-2、2057-4、2057-66、8584-6、8584-7

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大町市大町1861-1

日特工業株式会社 代表取締役 腰原 有智

都市・まちづくり課

文化財保護功労者

兼子展世 戸澤重俊

教育政策課

公告

長野県教育委員会表彰等規則（昭和48年長野県教育委員会規則第2号）第2条の規定により、令和2年11月3日、次の方々を表彰しました。

令和2年12月3日

長野県教育委員会

学校教育功労者

赤羽 秀俊	飯嶋 正成	池田 幹男
伊藤 文	太田 道章	片岡 宏文
片桐 俊男	熊谷 邦千加	神津 利信
小林 淳	小林 久通	小山 貴
下井 早苗	高橋 信一郎	竹内 淳
羽毛田 和彦	林 とよ美	藤井 昭一
洞澤 佳久	松本 久憲	村上 啓
山崎 茂	山根 義夫	和田 敦

学校保健功労者

海野 安彦	太田 康晴	川西 政幸
神林 隆元	兒玉 央	小松 秀規
島田 隆夫	下平 省吾	鈴木 昌和
竹内 質郎	千葉 一雄	塚田 良夫
中島 康夫	中村 太平	林 清広
林 力廣	平林 昭光	平林 直人
藤岡 泰正	丸山 均	三田 温
宮島 伸司	宮島 洋一	山浦 俊一
山田 元彦		

社会教育功労者

鎌原 正行	高山小学校PTA	わくわく村
平賀 研也	宮澤 和子	宮下 明彦
矢口 恒善		

社会体育功労者

浅香 英二	柏木 景岳	佐藤 鍊二
吉澤 邦雄		